松戸市手話言語条例制定について

1. 条例制定経緯

- 平成18年12月 国際連合の【障害者の権利に関する条約】の採択の中で、言語 に手話を含むことが明記される。
- 平成23年 8月 【障害者基本法】が改正され、言語に手話を含むことが明記される。
- 平成26年 6月 「松戸市議会」にて「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める陳情書受理。健康福祉常任委員会にて審査・採択。 (全国 1,788 自治体の意見書が採択)

未だ国内にて「手話言語法(手話を言語とする法律)」は制定されず 手話言語法制定のため各自治体にて「手話言語条例 | 制定の機運の高まり

- 平成28年 6月 【全国手話言語市区長会】設立(松戸市入会)。 会長として石狩市長が就任。
- 平成30年 3月 「松戸市ろうあ協会」の主催による「手話言語シンポジウム in 松戸」 開催。
- 平成31年 3月 「松戸市手話言語条例策定実行委員会」の主催による「聴覚障害者の住みやすいま<u>ちづ</u>くり」フォーラム開催。「市民の会」設立。

「市民の会」より「手話言語条例制定に係る要望書」の提出受理。

- 令和元年 7月 「聴覚障害者の住みやすいまちづくり市民の会」の主催による「第 2回手話でGO!!聴覚障害者の住みやすいまちづくり」フォーラム開催。
- 令和元年 12 月 12 月議会にて松戸市手話言語条例が制定 令和元年 12 月 25 日施行

※令和2年1月現在

都道府県条例 27、市区町村条例 270、計:297地区にて言語条例が制定

2. 条例目的

松戸市手話言語条例「制定」の目的

- ◎『手話言語法』の制定
- 各自治体で条例を制定することにより、国へ手話言語法の制定を求めることを目指す。
- ◎手話の理解及び周知・啓発

手話に対する理解及び手話の普及を促進することにより、障害のある人もない人も共に暮らし、尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

松戸市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指、体の動き、表情などで視覚的に表現する言語である。

これまで、手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者の手話を使う権利は制限されてきた。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記され、手話が言語であることが認められるに至ったが、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

そのため、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解が広がるための環境を整え、全ての市民が安心して暮らせる優しい心を育むまち"松戸"を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等(市内に居住し、又は滞在する者及び市内に活動の拠点を置く者をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、手話の普及及び手話への理解の促進(以下「手話の普及等」という。)を図るための手話に関する施策を総合的に推進することにより、障害のある人もない人も共に暮らし、尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及等は、手話が独自の文法体系を持つ視覚的に表現する言語 であるとの認識のもと、市民等が手話によりコミュニケーションを図る権利 を有しており、その権利を尊重することを基本理念として、行われなければ ならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が手話を使用しやす

い環境を整備するとともに、手話の普及等に関する施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、基本理念への理解を深め、市が推進する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

- 第5条 市は、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項を、障害者基本法(昭和45年法律第84条)第11条第3項に基づき策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において定めるものとする。
 - (1) 手話によるコミュニケーション及び手話に関する情報を得る機会の拡大 に関する事項
 - (2) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境の整備に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、手話の普及等に関して市長が必要と認める事項

(学校等における手話の普及等)

第6条 市は、学校等において、幼児、児童、生徒等に対し、手話に接する機 会を提供するよう努めるものとする。

(医療機関への啓発)

第7条 市は、医療機関に対し、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環 境づくりのための啓発に努めるものとする。

(緊急時及び災害時の対応)

第8条 市は、緊急時及び災害時において、手話を必要とする人に対し、情報 の取得及びコミュニケーションの支援に必要な措置を講ずるものとする。

(意見の聴取)

第9条 市は、第5条各号に掲げる事項及び前3条に掲げる施策の見直しに当 たっては、関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。 (財政上の措置等)

第10条 市は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の 措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他のコミュニケーション支援の推進)

第11条 市は、個々の聴覚障害者の特性に応じ、手話及びその他のコミュニケーション支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。